平成２２年（フ）第３３９号
長野県下高井郡山ノ内町大字佐野635番地１
債務者　児玉　惠子
１　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
長野市三輪９丁目49番３号　フォレストオブヒーリング東棟２号
債務者　永井むつみ（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９１号
兵庫県西宮市甲子園高潮町３番47―903号
債務者　吉岡　健治
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００１号
兵庫県西宮市大谷町11番35―115号
債務者　吉津ひとみ
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７０号
山口県宇部市中央町３丁目５番25号
債務者　御手洗孝子
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１９１号
山口県山陽小野田市大字西高泊688番地１
市営住宅Ｂ棟202号
債務者　三國　博史
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１９６号
山口県美祢市大嶺町東分1444番地11、旧住所
山口県美祢市大嶺町東分288番地11
債務者　天丸　　史
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１９９号
山口県宇部市開６丁目23番４―205号、旧住所山口県宇部市寺の前町２番３号
債務者　重藤　裕美
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３９号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西上野32番地８
債務者　田尾　久子
１　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第７７６号
北九州市小倉南区徳力団地85番206号
債務者　是永　秀一
１　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１２８号
福岡県遠賀郡芦屋町中ノ浜11番14号
債務者　天野　誠治
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５５号
北九州市門司区藤松１丁目９番17号
債務者　吉田　友美
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５９号
北九州市八幡西区茶屋の原３丁目６番１号
債務者　合原　光生
１　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１７１号
北九州市小倉南区徳力１丁目１番１―205号
債務者　尾場瀬淳美
１　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１８２号
北九州市小倉北区山門町８番２―203号
債務者　花岡　照美
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１８８号
北九州市小倉南区湯川２丁目３番15―202号
債務者　石川　翔吾
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１号
福島県郡山市深沢２丁目７番20号
債務者　芝田　耕一
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
福島県郡山市富久山町久保田字田池26番地
タキタコーポ富久山210号
債務者　伊藤庄太郎
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係